

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改 正 後	改 正 前
別冊 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達	別冊 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達
第 2 編 酒税法関係	第 2 編 酒税法関係
第 9 条 酒類の販売業免許	第 9 条 酒類の販売業免許
第 1 項関係	第 1 項関係
1 ～ 5 (省略)	1 ～ 5 (同左)
6 販売場の取扱い	6 販売場の取扱い
(1) (省略)	(1) (同左)
(2) 酒類の販売業免許を付与する場合には、原則として、階（地階、一階等の別）を、建物（店舗）の一部を賃借すること等（いわゆるテナント店）によって酒類の販売業をしようとする者に対し酒類の販売業免許を付与するときには、当該賃借等している場所を、駅構内において売店等を経営する者に対し酒類の販売業免許を付与するときには、各プラットホーム又は駅ごとに定められている売店等の場所（ <u>駅構内において酒類を立売り等により販売する場合における販売場は、当該駅構内の一定の場所（例えば○番ホーム）を、また、運行する列車内、船舶内等において酒類の販売業をしようとする者に対し酒類の販売業免許を付与するときには、当該列車内、船舶内等を、それぞれ販売場として取り扱う。</u>	(2) 酒類の販売業免許を付与する場合には、原則として、階（地階、一階等の別）を、建物（店舗）の一部を賃借すること等（いわゆるテナント店）によって酒類の販売業をしようとする者に対し酒類の販売業免許を付与するときには、当該賃借等している場所を、 <u>また、駅構内において売店等を経営する者に対し酒類の販売業免許を付与するときには、各プラットホーム又は駅ごとに定められている売店等の場所を、それぞれ販売場として取り扱う。</u>
(注) <u>運行する列車内、船舶内等において酒類の販売をしようとする者については、主たる営業所（実際に酒類を仕入れ、積み込み及び販売等を管理している営業所をいう。）の所在地を所轄する税務署長に申請書を提出させる。</u>	
(削除)	[3] <u>販売業者である百貨店又はその他の大型小売店舗（以下これらを「大型店舗」という。）からその店舗の一部を賃借している販売業者が、当該大型店舗において輸入品売場（国際化の推進及び消費者ニーズの多様化・消費選択幅の拡充に対応するため設置された専ら輸入品を販売する場所をいう。以下同じ。）を設置して酒類の販売を行う場合においては、当該輸入品売場については新たに酒類の販売業免許を要しないものとして取り扱う。</u> (注) 1 「百貨店」とは、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「大店立

改正後	改正前
7 (省略) 8 酒類販売業免許等の区分及びその意義 酒類販売業免許等（法第9条《酒類の販売業免許》の規定に基づき酒類の販売業又は販売の代理業若しくは媒介業をしようとする者に対して税務署長が付与する免許をいう。以下同じ。）の区分及びその意義は、次のとおりとする。 (1) 酒類販売業免許 酒類販売業免許とは、酒類を継続的に販売することを認められる次の免許をいう（営利を目的にするかどうか又は特定若しくは不特定の者に販売するかどうかは問わない。）。 イ 酒類小売業免許 酒類小売業免許とは、消費者、<u>料飲店営業者</u>（酒場、料理店その他酒類を専ら自己の営業場において飲用に供する営業を行う者をいう。）<u>又</u>	<u>地法」という。）第2条《定義》第2項に規定する大規模小売店舗（当該大規模小売店舗内において、小売業を営む店舗を含む。）で日本百貨店協会に加盟している店舗のうち、次のいずれにも該当するものをいう。</u> (1) <u>取扱商品は、衣・食・住のそれぞれが10%以上70%未満</u> (2) <u>従業員が常時50人以上</u> (3) <u>店舗面積が3,000㎡（政令指定都市にあるものについては6,000㎡）以上</u> (4) <u>セルフサービス方式を採用している店舗面積が、総店舗面積の20%未満</u> 2 「その他の大型小売店舗」とは、<u>大店立地法第2条《定義》第2項に規定する大規模小売店舗で、店舗面積が10,000㎡以上の建物内において、小売業を営む店舗（百貨店を除く。）をいう。</u> 3 <u>店舗面積とは、大店立地法第5条《大規模小売店舗の新設に関する届出等》第1項の規定により、大規模小売店舗の新設をする者が届け出た大規模小売店舗内の店舗面積の合計（免許処分時において、同法第6条《変更の届出》、第8条《都道府県の意見等》又は第9条《都道府県の勧告等》に規定する届出が行われているときは、当該届出後のものとする。）をいう（以下同じ。）。</u> 7 (同左) 8 酒類販売業免許等の区分及びその意義 酒類販売業免許等（法第9条《酒類の販売業免許》の規定に基づき酒類の販売業又は販売の代理業若しくは媒介業をしようとする者に対して税務署長が付与する免許をいう。以下同じ。）の区分及びその意義は、次のとおりとする。 (1) 酒類販売業免許 酒類販売業免許とは、酒類を継続的に販売することを認められる次の免許をいう（営利を目的にするかどうか又は特定若しくは不特定の者に販売するかどうかは問わない。）。 イ 酒類小売業免許 酒類小売業免許とは、消費者<u>又は料飲店営業者</u>（酒場、料理店その他酒類を専ら自己の営業場において飲用に供する営業を行う者をいう。）

改正後	改正前
は菓子等製造業者（酒類を菓子、パン、漬物等の製造用の原料として使用する業者をいう。） （以下「消費者等」という。）に対して酒類を継続的に販売（以下「小売」という。）することが認められる次の免許をいう。 （注） 酒類小売業免許は、酒税の保全上酒類の需給均衡を維持するために法第11条《免許の条件》に基づき、酒類の販売は<u>小売に限る旨の条件を付されている酒類販売業免許</u>である。 (イ) 一般酒類小売業免許 一般酒類小売業免許とは、販売場において、原則として、すべての種類の酒類を小売（<u>(ロ)に規定する通信販売を除く。</u>）することができる免許をいう。 （削除） (ロ) <u>通信販売酒類小売業免許</u> <u>通信販売酒類小売業免許とは、通信販売（2都道府県以上の広範な地域の消費者等を対象として、商品の内容、販売価格その他の条件をインターネット、カタログの送付等により提示し、郵便、電話その他の通信手段により売買契約の申込みを受けて当該提示した条件に従って行う販売をいう。以下同じ。）によって酒類を小売することができる免許をいう。</u> （注） 1 「<u>カタログの送付等</u>」とは、<u>カタログの郵送等による配付又は備置きのほか、チラシ等の新聞折り込み又は郵送等による配付若しくは備置き、雑誌又は新聞への広告掲載及びテレビ放送の利用等をいう。</u> 2 「<u>通信手段</u>」とは、郵便等、電話機、ファクシミリ装置その他の通信機器若しくは情報処理の用に供する機器を利用する方法、電報又は預金若しくは貯金の口座に対する払込みをいう。 3 <u>酒類の店頭小売（店頭において酒類の売買契約の申込みを受けると、又は、店頭において酒類を引き渡すことを行う販売をいう。）又は一</u>	に対して酒類を継続的に販売することが認められる次の免許をいう。 （注） 酒類小売業免許は、酒税の保全上酒類の需給均衡を維持するために法第11条《免許の条件》に基づき、酒類の販売は<u>小売販売に限る旨の条件を付されている酒類販売業免許</u>である。 (イ) 一般酒類小売業免許 一般酒類小売業免許とは、販売場において、原則として、すべての種類の酒類を小売することができる免許（<u>(ロ)及び(ハ)に定める酒類小売業免許を除く。</u>）をいう。 (ロ) <u>大型店舗酒類小売業免許</u> <u>大型店舗酒類小売業免許とは、大型店舗において酒類を小売することができる免許をいう。</u> （新設）

改正後	改正前
<u>の都道府県の消費者等のみを対象として小売を行う場合には、一般酒類小売業免許に該当するのであるから留意する。</u> (ハ) 特殊酒類小売業免許 特殊酒類小売業免許とは、酒類の<u>消費者等</u>の特別の必要に応ずるため、酒類を小売することが認められる免許をいう。 ロ (省略) (2)・(3) (省略) 9 (省略) 10 一般酒類小売業免許の申請書等の審査順位の決定及び審査等 9月1日から同月30日までの期間（当該期間の最終日が閉庁日の場合は、その次の開庁日までの期間とする。以下「抽選対象申請期間」という。）に受理した一般酒類小売業免許に係る申請書等（他の小売販売地域からの販売場の移転の許可申請書及び一般酒類小売業免許となる旨の免許条件の<u>緩和申出書</u>を含み、<u>14</u>に定める法人成り等に伴い提出された申請書及び同一小売販売地域内での販売場の移転の許可申請書を除き、添付書類を含む。以下「抽選対象申請書等」という。）に係る審査順位の決定及び審査については、9の(3)の規定にかかわらず、以下による。 (1)～(7) (同左) (8) 抽選対象申請書等の審査 イ 抽選対象申請書等については、審査順位に従って審査を行う。 なお、抽選対象申請期間後に提出された申請書等（<u>14</u>に定める法人成り等に伴い提出された申請書及び同一小売販売地域内での販売場の移転の許可申請書を除く。）については、当該申請書等の申請販売場が属する小売販売地域における抽選対象申請書等の最終審査順位の次の順位	(ハ) 特殊酒類小売業免許 特殊酒類小売業免許とは、酒類の<u>消費者又は関連事業者等</u>の特別の必要に応ずるため、酒類を小売することが認められる次の免許をいう。 A <u>みりん小売業免許</u> B <u>観光地等酒類小売業免許</u> C <u>船舶内等酒類小売業免許</u> D <u>駅構内等酒類小売業免許</u> E <u>競技場等酒類小売業免許</u> F <u>船用品等取扱業者酒類小売業免許</u> G <u>通信販売酒類小売業免許</u> H <u>期限付酒類小売業免許</u> I <u>その他特殊酒類小売業免許</u> ロ (同左) (2)・(3) (同左) 9 (同左) 10 一般酒類小売業免許の申請書等の審査順位の決定及び審査等 9月1日から同月30日までの期間（当該期間の最終日が閉庁日の場合は、その次の開庁日までの期間とする。以下「抽選対象申請期間」という。）に受理した一般酒類小売業免許に係る申請書等（他の小売販売地域からの販売場の移転の許可申請書及び一般酒類小売業免許となる旨の免許条件の<u>緩和申立書</u>を含み、<u>15</u>に定める法人成り等に伴い提出された申請書及び同一小売販売地域内での販売場の移転の許可申請書を除き、添付書類を含む。以下「抽選対象申請書等」という。）に係る審査順位の決定及び審査については、9の(3)の規定にかかわらず、以下による。 (1)～(7) (同左) (8) 抽選対象申請書等の審査 イ 抽選対象申請書等については、審査順位に従って審査を行う。 なお、抽選対象申請期間後に提出された申請書等（<u>第9条第1項関係の15</u>に定める法人成り等に伴い提出された申請書及び同一小売販売地域内での販売場の移転の許可申請書を除く。）については、当該申請書等の申請販売場が属する小売販売地域における抽選対象申請書等の最終審

改正後	改正前
<u>受けようとする者である。</u> <u>(2) 販売先は、自社の役員又は従業員である。</u> <u>(3) 販売する酒類は、主たる免許に付されている又は付することとする「販売する酒類の範囲の条件」の範囲内の酒類である。</u> <u>(注) 当該条件を付された免許により、同一系列の企業の役員等に対する小売はできないのであるから留意する。</u> (削除) (削除) (削除) (削除)	(1) <u>みりん小売業免許の取扱い</u> <u>みりん小売業免許は、食料品店等に対して、専ら調味料として用いられるみりんの小売業に限定して付与する。</u> (2) <u>観光地等酒類小売業免許の取扱い</u> <u>観光地等酒類小売業免許は、申請販売場が、国立公園内、国定公園内その他の観光客等が集まる場所で、現在酒類小売販売場がないため観光客等が酒類の購入に不便であり、これら観光客等を対象とする酒類の販売を特に認める必要がある場所である場合に付与する。</u> <u>(注) 観光地等酒類小売業免許は、通常、人の居住していない地域で主として季節的に行楽客の集まる場所において付与するものであり、旅館又は料理店の集積している温泉地域等において付与するものではない。ただし、地方的な特産品又は土産品として販売される酒類を販売する場合であって、この免許を付与したとしても一般的な酒類の需給関係に支障を来さないことが確実と認められるときは、旅館又は料理店の集積している温泉地域等において、当該酒類に限る旨等の条件を付けて免許を付与しても差し支えない。</u> (3) <u>船舶内等酒類小売業免許の取扱い</u> <u>申請販売場は、酒類を販売しようとする当該船舶内等とし、申請書は、申請者の主たる営業所（実際に酒類を仕入れ、船舶への積み込み等の取扱いをする営業所をいう。）の所在地を所轄する税務署長に提出させる。</u> (4) <u>駅構内等酒類小売業免許の取扱い</u> <u>イ 列車内における販売場については、当該免許の申請者の営業所のうち主たる営業所（車内販売のための酒類の仕入れ、積み込み及び販売等を所掌している営業所をいう。以下このイにおいて同じ。）ごとに、当該主たる営業所がその所</u>

改正後	改正前
(削除)	<u>掌に基づいて酒類を販売する列車内を一販売場として取り扱い、申請書は、当該主たる営業所の所在地を所轄する税務署長に提出させる。</u> <u>ロ 駅構内において酒類を立売りし、又は列車の窓口等において販売する場合における販売場は、当該駅構内の一定の場所（例えば○番ホーム）とし、申請書は、当該駅の所在地を所管する税務署長に提出させる。</u> <u>(5) 通信販売酒類小売業免許の取扱い</u> <u>通信販売酒類小売業免許は、2都道府県以上の広範な地域の消費者を対象として、酒類の通信販売（商品の内容、販売価格その他の条件をカタログを送付する等（インターネット等によるものを含む。）により提示し、郵便、電話その他の通信手段により売買契約の申込みを受けて当該提示した条件に従って行う商品の販売をいう。）を行う場合に限定して付与する。</u> <u>(注) 1 酒類の通信販売と併せて酒類の店頭小売販売を行う場合又は一の都道府県の消費者を対象として酒類の通信販売を行う場合には、一般酒類小売業免許の取得を要することに留意する。</u> <u>2 通信販売酒類小売業免許では、店頭において酒類の売買契約の申込みを受け、また、店頭において酒類を引き渡すことはできないものであるから留意する。</u> <u>3 「カタログを送付する等」とは、カタログの郵送等による配付又は備置きのほか、チラシ等の新聞折り込み又は郵送等しくは備置き、雑誌又は新聞への広告掲載及びテレビ放送の利用等をいう。</u> <u>4 「通信手段」とは、郵便等、電話機、ファクシミリ装置その他の通信機器若しくは情報処理の用に供する機器を利用する方法、電報又は預金若しくは貯金の口座に対する払込みをいう。</u> <u>5 通信販売酒類小売業免許において、特別に販売場を設けないときの販売場は、住所地となるのであるから留意する。</u> <u>(6) その他特殊酒類小売業免許の取扱い</u> <u>8の(1)のイの(ハ)のAからHまでに定める特殊酒類小売業免許以外の酒類小売業免許を特に付与する必要がある場合は、販売する酒類の範囲及びその販売方法について条件を付し、その他特殊酒類</u>

改 正 後	改 正 前
	<u>小売業免許を付与することができる。</u> <u>なお、次に掲げるその他特殊酒類小売業免許の申請があった場合において、免許の申請者が第10条関係の1《申請者に関する人的要件》に定める要件を満たし、第10条第10号関係の1《経営の基礎が薄弱であると認められる場合の意義》に該当せず、かつ、当該その他特殊酒類小売業免許の区分ごとに定める免許の基準のいずれにも該当するときは、当該区分ごとに定める免許の条件を付して免許を付与しても差し支えない。</u> <u>イ 製菓用等の原料用酒類の小売業免許</u> <u>(イ) 申請者は、製菓用等の原材料の販売業者である。</u> <u>(ロ) 申請販売場は、一般の酒飯店と類似する店構えを有しない。</u> <u>(ハ) 販売先は、酒類を菓子、パン、漬物等の製造用の原料として使用する営業者（Dにおいて「菓子等製造業者」という。）である。</u> <u>(ニ) 契約その他から判断して、菓子等製造業者に対し酒類を継続的に販売することが確実と認められる。</u> <u>(ホ) 酒類の需給調整上及び酒税の検査取締上特に支障がないものと認められる。</u> <u>(注) 酒場、バー、料理店、旅館等に対し、これらの者が料理用に使用するための酒類を販売しようとする場合については、この取扱いは適用しない。</u> <u>ロ 自己輸入酒類の小売業免許</u> <u>(イ) 販売先は、レストラン、ホテル等の料飲店営業者である。</u> <u>(ロ) 申請販売場は、一般の酒飯店と類似する店構えを有しない。</u> <u>(ハ) 販売する酒類は、自己が輸入した酒類である。</u> <u>(ニ) 契約その他から判断して、酒類を継続的に輸入し、販売することが確実と認められる。</u> <u>(ホ) 酒類の需給調整上及び酒税の検査取締上特に支障がないものと認められる。</u> <u>ハ 役員及び従業員に対する小売業免許</u> <u>(イ) 申請者は、申請販売場において酒類卸売業免許若しくは酒類小売業免許（販売先が特定されている免許（例えば、イ及びロに掲げる免許）に限る。）を付与されている者又は新たにこれらの免許を受けようとする者である。</u>

改 正 後	改 正 前
	(ロ) <u>販売先は、自社の役員又は従業員である。</u> (ハ) <u>販売する酒類は、主たる免許に付されている又は付すこととする「販売する酒類の範囲の条件」の範囲内の酒類である。</u> (ニ) <u>酒類の需給調整上及び酒税の検査取締上特に支障がないものと認められる。</u> (注) <u>企業が、その取扱商品を自社の役員又は従業員に対して有償で譲渡する行為については、企業とその役員等とは人格が異なるものであり、また、企業においては、役員等に対する取扱商品の有償譲渡についても、売上に計上するものであることから当該譲渡については「販売」と解する。</u> <u>なお、当該条件を付された免許により、同系列の企業の役員等に対する小売販売はできないのであるから留意する。</u> ニ <u>ゴルフ場のクラブハウス内売店における酒類の小売業免許</u> (イ) <u>申請者は、ゴルフ場の経営者又は契約その他により免許を付与された場合ゴルフ場のクラブハウス内の売店において酒類を販売できる者である。</u> (ロ) <u>申請販売場は、クラブハウス内の売店にある。</u> (ハ) <u>販売先は、ゴルフ場の入場者である。</u> (ニ) <u>販売する酒類の範囲は、ゴルフ場の所在する周辺地域（原則として、ゴルフ場の所在地と同一都道府県内に限る。）にある酒類製造場で製造された酒類（地酒等）である。</u> (ホ) <u>酒類の需給調整上及び酒税の調査取締上特に支障がないものと認められる。</u> ホ <u>商店街の共同配送事業場における酒類の小売業免許</u> (イ) <u>申請者は、酒類小売業者又は酒類小売業者が主となって組織する法人である。</u> (ロ) <u>申請販売場は、酒類その他の物品又は役務の提供のため、他の事業者と共同して注文を受け、一括して配送等を行うための事業場である。</u> (ハ) <u>共同事業について、国、地方公共団体、商店街等を主体とする振興事業計画が策定されているなど、商店街等の活性化に寄与することが明らかである。</u>

改正後	改正前
<u>12～19</u> （省略） 20 酒類販売業免許の取扱官庁 (1) （省略） (2) 国税局長限りで処理するもの 次に掲げるもの又は税務署長において免許の付与若しくは移転の許可の可否判定が困難であるものについては、国税局長に上申の上、その指示により処理する。 イ 異例な販売業免許 ロ <u>特殊酒類小売業免許（自社の役員及び従業員に対して小売するための酒類小売業免許を除く。）</u> ハ・ニ （省略） (注) 次に掲げる免許の付与又は許可のほか、国税局長において税務署長限りで処理しても特に支障がないと認めたものについては、税務署長限りで処理することとしても差し支えない。 1 <u>14《法人成り等の場合の酒類販売業等免許の取扱い》</u>の場合の免許 2 <u>15《営業の譲受けに伴う酒類卸売業免許の取扱い》</u>に定める営業の譲受けに伴う免許の付与のうち組織変更に準ずるものの免許 3 （省略） (3) 税務署長限りで処理するもの <u>(1)及び(2)以外の酒類販売業免許は、税務署長限りで処理する。ただし、法第10条《免許の要件》各号に規定する免許の要件に該当しているが税務署長において特に免許の付与又は移転の許可を適当と認めたものについては、国税局長に上申の上、その指示により処理する。</u> 21 （省略） （削除）	<u>(三) 酒類の需給調整上及び酒税の調査取締上特に支障がないものと認められる。</u> <u>13～20</u> （同左） 21 酒類販売業免許の取扱官庁 (1) （同左） (2) 国税局長限りで処理するもの 次に掲げるもの又は税務署長において免許の付与若しくは移転の許可の可否判定が困難であるものについては、国税局長に上申の上、その指示により処理する。 イ 異例又は特殊な販売業免許 ロ <u>その他特殊酒類小売業免許（12《特殊酒類小売業免許の取扱い》の(6)のイからホに定める免許を除く。）</u> ハ・ニ （同左） (注) 次に掲げる免許の付与又は許可のほか、国税局長において税務署長限りで処理しても特に支障がないと認めたものについては、税務署長限りで処理することとしても差し支えない。 1 <u>15《法人成り等の場合の酒類販売業等免許の取扱い》</u>の場合の免許 2 <u>16《営業の譲受けに伴う酒類卸売業免許の取扱い》</u>に定める営業の譲受けに伴う免許の付与のうち組織変更に準ずるものの免許 3 （同左） (3) 税務署長限りで処理するもの <u>次に掲げるものは、税務署長限りで処理する。ただし、(1)及び(2)以外の酒類販売業免許で、法第10条《免許の要件》各号に規定する免許の要件に該当しているが税務署長において特に免許の付与又は移転の許可を適当と認めたものについては、国税局長に上申の上、その指示により処理する。</u> イ <u>酒類小売業免許（その他特殊酒類小売業免許については、12《特殊酒類小売業免許の取扱い》の(6)のイからホに定める免許に限る。）</u> ロ <u>洋酒卸売業免許及び輸出入酒類卸売業免許</u> ハ <u>期限付酒類卸売業免許</u> 22 （同左） 23 旧免許取扱要領に基づく全酒類小売業免許等の取扱い <u>旧免許取扱要領（昭和38年1月14日付間酒2－2「酒類の販売業免許等の取扱いについて」の</u>

改正後	改正前
第2項関係 1 (省略) 2 輸入酒フェア等の実施を目的とした期限付酒類小売業免許の取扱い 輸入酒フェア等の実施を目的とした期限付酒類小売業免許の申請があった場合において、次に該当しているときは、免許を付与して差し支えない。 (1) 販売業者が輸入酒フェア等を実施するために臨時に販売場を設けて輸入酒類の小売を行うこと。 (注)1 販売業者には、販売業者が中心となって組織する団体を含むものとして取り扱う。 2 販売業者とは、国内のいずれかの場所において販売業免許を有しているものであればよいのであるから留意する。 (2)・(3) (省略) 第10条 免許の要件 第10号関係 1～3 (省略) (削除) 4 <u>通信販売酒類小売業免許についての取扱い</u> (1) <u>申請者は、経験その他から判断し、適正に酒類の通信販売を行うため十分な知識、経営能力及び販売能力を有すると認められる者又はこれらの者が主体となって組織する法人である。</u> (2) <u>申請者は、酒類の通信販売を行うための所要資金等を有し、販売方法が特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)の消費者保護関係規定に準拠し、「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」を満たし、又はこの定めを満たすことが確実であ</u>	<u>別冊「酒類販売業免許等取扱要領」をいう。)に基づき付与した免許は、当該免許の内容等と類似する8《酒類販売業免許等の区分及びその意義》に定める区分の免許として取り扱い、酒類販売業者からの申立に基づき、当該免許区分に従って付けることとされている販売する酒類の範囲又は販売方法の条件に緩和して差し支えない。</u> 第2項関係 1 (同左) 2 輸入酒フェア等の実施を目的とした期限付酒類小売業免許の取扱い 輸入酒フェア等の実施を目的とした期限付酒類小売業免許の申請があった場合において、次に該当しているときは、免許を付与して差し支えない。 (1) 販売業者 <u>(みりん小売業免許のみを受けている販売業者を除く。)</u>が輸入酒フェア等を実施するために臨時に販売場を設けて輸入酒類の小売を行うこと。 (注)1 販売業者には、販売業者が中心となって組織する団体を含むものとして取り扱う。 2 販売業者とは、国内のいずれかの場所において販売業免許を有しているものであればよいのであるから留意する。 (2)・(3) (同左) 第10条 免許の要件 第10号関係 1～3 (同左) 4 <u>大型店舗酒類小売業免許についての取扱い</u> <u>申請者が大型店舗の経営者又は契約その他により免許を付与された場合大型店舗において酒類を販売できる者であることのほか、一般酒類小売業免許の取扱いを準用する。</u>

改 正 後	改 正 前
<u>ると見込まれる。</u> <u>(3) 申請者は、破産者で復権を得ていない場合に該当しない。</u> <u>(4) 申請者は、酒類の購入申込者が未成年者でないことを確認できる手段を講ずるものと認められる。</u> <u>(注) 酒類購入者の年齢確認に関する手段について審査を行うとともに、必要に応じて、組合法第86条の6《酒類の表示の基準》に基づく「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」(平成元年11月22日付国税庁告示第9号)に定める酒類の通信販売における表示等に関する助言を行う。</u> 5 特殊酒類小売業免許についての取扱い 申請者について、特段の定めのある場合を除き、一般酒類小売業免許の取扱いを準用する。 (削除) (削除) (削除) (削除)	5 特殊酒類小売業免許についての取扱い 申請者について、特段の定めのある場合を除き、一般酒類小売業免許の取扱いを準用する。<u>ただし、特殊酒類小売業免許の目的に従い軽減し、又は準用しないことができる。</u> (1) <u>みりん小売業免許</u> イ <u>申請者は、申請販売場において食料品を販売している者又は販売する見込みがあると認められる者である。</u> ロ <u>申請者は、みりんを販売するために必要な施設及び設備を有していると認められる者又は有することが確実と認められる者であること。</u> <u>(注) 申請者が所有権又は賃借権等に基づいて申請販売場を利用できると認められる場合には、原則として、この定めを満たすものとして取り扱う。</u> (2) <u>観光地等酒類小売業免許</u> <u>申請者が、土産品若しくは清涼飲料等の売店又は山の家等の経営者である。</u> (3) <u>船舶内等酒類小売業免許</u> <u>申請者は、次に掲げる要件に該当する船舶の所有者、よう船者又は当該船舶内等の一定の場所を借り受ける者で、免許を付与された場合当該船舶内等において一般乗客を対象として酒類を販売することのできる者である。</u> イ <u>日本に船籍を有している。</u> ロ <u>客船又は貨客船であって、その総トン数が100トン以上である。</u> ハ <u>一定の定期航路に就航している。</u> (4) <u>駅構内等酒類小売業免許</u> <u>申請者は、免許を付与された場合、駅に付属す</u>

改正後	改正前
6～10 （省略） 第11号関係 1～3 （省略） （削除） 4 <u>通信販売酒類小売業免許の需給調整要件</u> 通信販売酒類小売業免許は、販売しようとする酒類の範囲が、カタログ等の発行年月日の属する会計	<u>け、製造免許を受けた酒類と同一の種類（品目のある種類の酒類については、品目）の酒類を通信販売により販売しようとする場合に限る。）</u> <u>3 酒類販売業者（新たに輸入酒類卸売業免許又は自己輸入酒類小売業免許の申請に併せて通信販売酒類小売業免許を申請する者を含む。）</u> <u>ロ 申請者は、酒類の通信販売を行うための所要資金等を有し、販売方法が特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）の消費者保護関係規定に準拠し、「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」を満たし、又はこの定めを満たす見込みが確実である。</u> <u>ハ 申請者は、契約その他から判断し、免許を付与された場合一般酒類小売販売場において通常購入することができない地酒、輸入酒等を通信販売により販売できることが確実と認められる。</u> 6～10 （同左） 第11号関係 1～3 （同左） 4 <u>大型店舗酒類小売業免許の需給調整要件</u> 大型店舗酒類小売業免許は、免許付与後3年間に販売しようとする酒類の範囲が、清酒（500mℓ以下の容器入りのリサイクルの対象となる瓶詰品に限る。）、合成清酒、しょうちゅう、みりん、果実酒類、ウイスキー類、スピリッツ、リキュール類及び雑酒並びに輸入酒類である場合には免許を付与する。この場合、消費者の利便に一層資する観点から、店舗面積が10,000㎡以上の大型小売店舗については、当該店舗面積が10,000㎡当たりにつき1件の免許を付与する。 <u>（注）1 大型小売店舗に対して免許付与後3年間にわたって販売する酒類の範囲を限定するのは、地域中小酒類小売業者の経営に与える急激な影響を緩和するためである。</u> <u>2 「輸入酒類」とは、国外において製造され、引き取られた酒類をいうのであるから留意する。</u> （新設）

改正後	改正前
<u>年度の前会計年度における酒類の種類ごと（品目のある種類の酒類については品目ごと）の課税移出数量が、すべて3,000キロリットル未満である製造者が製造、販売する酒類又は輸入酒類である場合には免許を付与する。</u> <u>(注) 1 「カタログ等」とは、いわゆるカタログのほか、チラシ等若しくは雑誌新聞又はインターネットによる広告等をいう。</u> <u>2 前会計年度における課税移出実績がない場合は、カタログ等の発行日の属する会計年度における製造者の製造見込数量により判断する。</u> <u>3 通信販売により販売できる酒類かどうかについては、通信販売を予定している製造者の発行する証明書（通信販売の対象となる酒類であることの証明書をいう。）を申請書に添付させ確認する。</u> (削除)	5 特殊酒類小売業免許の需給調整要件 (1) <u>みりん小売業免許の需給調整要件</u> <u>みりん小売業免許は、販売しようとする酒類が、エキス分40度以上で、かつ、1,800mℓ以下の容器入りのみりんである場合に限り付与する。</u> (2) <u>観光地等酒類小売業免許の需給調整要件</u> <u>観光地等酒類小売業免許は、販売しようとする酒類が1ℓ未満の容器入りのもので、その販売方法が観光客等を対象とする店頭小売販売である場合に限り付与する。</u> (3) <u>船舶内等酒類小売業免許の需給調整要件</u> <u>船舶内等酒類小売業免許は、販売方法が特定の船の一般乗客を対象とする小売販売である場合に限り付与する。</u> (4) <u>駅構内等酒類小売業免許の需給調整要件</u> <u>駅構内等酒類小売業免許は、販売方法が特定の駅構内における一般乗降客又は列車内の一般乗客を対象とする小売販売である場合に限り付与する。</u> (5) <u>競技場等酒類小売業免許の需給調整要件</u> <u>競技場等酒類小売業免許は、販売方法が特定の競技場の一般入場者を対象とする小売販売である場合に限り付与する。</u> (6) <u>船用品等取扱業者酒類小売業免許の需給調整要件</u> <u>船用品等取扱業者酒類小売業免許は、販売しようとする酒類が本邦と外国との間を往来する船舶</u>

改正後	改正前
	<u>(又は航空機)に積み込まれるものである場合に限り付与する。</u> <u>(7) 通信販売酒類小売業免許の需給調整要件</u> <u>通信販売酒類小売業免許を付与された者が通信販売により販売できる酒類の範囲は次のとおりとする。</u> <u>なお、容器、容量又はラベルが異なるものであっても中身が同一のものについては同一の「銘柄」として取り扱う。ただし、高価な特殊容器に詰められたものは同一の「銘柄」としては取り扱わない。</u> <u>(注) 通信販売酒類小売業免許は、一般酒類小売販売場において通常購入することができない地酒、輸入酒等に販売する酒類の範囲を限定して付与するものである。</u> <u>イ 国産酒類</u> <u>(1) 共通事項</u> <u>カタログ等（インターネット等によるものを含む。以下同じ。）の発行年月日の属する会計年度の前会計年度における酒類の種類ごと（品目のある種類の酒類については、品目ごと）の課税移出数量が、すべて1,000kℓ未満である酒類製造者が製造、販売する酒類。</u> <u>(注) 1 「カタログ等」とは、いわゆるカタログのほか、チラシ等又は雑誌新聞の広告等をいう。</u> <u>2 「会計年度」とは、4月から翌年の3月までの期間をいう。</u> <u>3 前会計年度における課税移出実績がない場合は、カタログ等の発行年月日の属する会計年度における酒類製造者の製造見込数量により判断する。</u> <u>4 通信販売により販売できる酒類かどうかについては、通信販売を予定している酒類の製造者の発行する証明書（通信販売の対象となる酒類であることの証明書をいう。以下同じ。）を申請書に添付させ確認する。</u> <u>5 酒類製造者が委託者の所在する地方の特産品等を原料とした酒類の製造を受託している場合は、その実情に応じ、当該製造を受託している酒類ごとにこの基準を適用しても差し</u>

改正後	改正前
<u>5・6</u> （省略） 第11条 免許の条件 第1項関係 1～2 （省略） 3 「販売する酒類の範囲又は販売方法の条件」の取扱い 販売する酒類の範囲又は販売方法についての条件は、酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するため必要があると認められる場合に限り付ける。 (1) （省略） (2) 販売する酒類の販売方法について条件を付ける	<u>支えない。</u> <u>6 酒類製造場の所在する地域を主要な販売対象地域として行う通信販売については、原則として免許しない。</u> <u>(ロ) 清酒</u> <u>特定名称等（吟醸酒、純米酒、本醸造酒、生酒、生貯蔵酒、原酒、古酒及び特殊な製法等により製造した、例えば樽酒、赤い酒、貴醸酒をいう。以下同じ。）の清酒のうち前会計年度における課税移出数量が100kℓ未満の銘柄のもの。</u> <u>(ハ) 清酒以外の酒類</u> <u>前会計年度における課税移出数量が100kℓ未満の銘柄のものに限る。ただし、しょうちゅう乙類については、前会計年度における課税移出数量が200kℓ未満の銘柄のもの。</u> <u>ロ 輸入酒類</u> <u>カタログ等の発行年月日の属する会計年度の前会計年度における課税引取数量が、100kℓ未満の銘柄のもの。</u> <u>なお、酒類の種類、品目ごとにみて、国産酒類において対象酒類の範囲に特別の定めがある場合については、輸入酒類についても同様に取り扱うものであるから留意する。</u> <u>(注) 1 前会計年度における課税引取実績がない場合は、カタログ等の発行年月日の属する会計年度における輸入業者の課税引取見込数量により判断する。</u> <u>2 通信販売の対象となる酒類かどうかについては、通信販売を予定している酒類の輸入業者の発行する証明書を申請書に添付させ確認する。</u> <u>6・7</u> （同左） 第11条 免許の条件 第1項関係 1～2 （同左） 3 「販売する酒類の範囲又は販売方法の条件」の取扱い 販売する酒類の範囲又は販売方法についての条件は、酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するため必要があると認められる場合に限り付ける。 (1) （同左） (2) 販売する酒類の販売方法について条件を付ける

改正後	改正前
場合には、業態、区域、販売先又は施設等の区分による。 (例) 1～3 (省略) (削除) (3) 酒類販売業免許の区分ごとの具体的な免許条件は、次のとおりとする。 イ 一般酒類小売業免許 原則として、「通信販売を除く<u>小売</u>に限る。」旨。 なお、特に必要と認められる場合には、その他の販売方法又は販売する酒類の範囲について条件を付ける。 (削除) ロ <u>通信販売酒類小売業免許</u> (イ) <u>販売する酒類の範囲については、「次に該当する〇〇、〇〇及び〇〇に限る。」</u> A <u>国産酒類</u> <u>カタログ等（インターネット等によるものを含む。）の発行年月日の属する会計年度（４月１日から翌年の３月３１日までの期間をいう。）の前会計年度における酒類の種類ごと（品目のある種類の酒類については、品目ごと）の課税移出数量が、すべて３,０００キログラム未満である酒類製造者が製造、販売する酒類</u> B <u>輸入酒類」旨</u> (ロ) <u>酒類の販売方法については、</u> <u>「２都道府県以上の広範な地域の消費者等を対象としてカタログ等（インターネット等によるものを含む。）を使用して販売のための誘引行為を行い、通信手段により購入の申込みを受け、配達により商品の引渡しを行う小売販売で、かつ、酒類の購入申込者が未成年者でないことを確認できる手段を講ずる場合に限る。」旨</u> ハ 特殊酒類小売業免許	場合には、業態、区域、販売先又は施設等の区分による。 (例) 1～3 (同左) <u>４ 「駅構内（又は列車内）に限る。」</u> (3) 酒類販売業免許の区分ごとの具体的な免許条件は、次のとおりとする。 イ 一般酒類小売業免許 原則として、「通信販売を除く<u>小売販売</u>に限る。」旨。 なお、特に必要と認められる場合には、その他の販売方法又は販売する酒類の範囲について条件を付ける。 ロ <u>大型店舗酒類小売業免許</u> (イ) <u>販売する酒類の範囲については、「〇〇に限る。」旨。</u> <u>(注) 酒類の販売価格について酒税法改正の場合等において必要と認めるときは、届出させる。</u> (ロ) <u>酒類の販売方法については、「店頭小売販売に限るものとし、不当な価格表示をしたチラシ等による広告販売は行わない。」旨。</u> (新設) ハ 特殊酒類小売業免許

改正後	改正前
<u>特殊酒類小売業免許は、酒類の消費者等の特別の必要に応ずるために付与するものであることから、その特別の必要に応じる範囲において、販売方法又は販売する酒類の範囲について具体的な条件を付ける。</u> <u>なお、自社の役員及び従業員に対して小売するための酒類小売業免許を付与する場合には、販売方法について、「自社の役員及び従業員に対する小売に限る。」旨の条件を付ける。</u>	(イ) <u>みりん小売業免許</u> A <u>販売する酒類の範囲については、「エキス分40度以上で、かつ、1,800mℓ以下の容器入りのみりんに限る。」旨。</u> B <u>酒類の販売方法については、「通信販売を除く小売販売に限る。」旨。</u> (ロ) <u>観光地等酒類小売業免許</u> A <u>販売する酒類の範囲については、1ℓ未満の容器入りの酒類に限り認めることとし、例えば「200mℓ以下の容器入りの〇〇に限る。」旨。</u> B <u>酒類の販売方法については、「観光客等を対象とする店頭小売販売に限る。」旨。</u> (ハ) <u>船舶内等酒類小売業免許</u> <u>「〇〇船の一般乗客を対象とする小売販売に限る。」旨。</u> (ニ) <u>駅構内等酒類小売業免許</u> <u>「〇〇駅構内における一般乗降客を対象とする小売販売に限る。」旨又は「列車内の一般乗客を対象とする小売販売に限る。」旨。</u> (ホ) <u>競技場等酒類小売販売業免許</u> <u>「〇〇競技場の一般入場者を対象とする小売販売に限る。」旨。</u> (ヘ) <u>船用品等取扱業者酒類小売業免許</u> <u>「本邦と外国との間を往来する船舶（又は航空機）に積み込まれる酒類の小売販売に限る。」旨。</u> (ヒ) <u>通信販売酒類小売業免許</u> A <u>販売する酒類の範囲については、</u> <u>「次に該当する〇〇、〇〇及び〇〇に限る。」</u> 1 <u>国産酒類</u> <u>カタログ等（インターネット等によるものを含む。以下同じ。）の発行年月日の属する会計年度（4月から翌年の3月ま</u>

改正後	改正前
	での期間をいう。以下同じ。)の前会計年度における酒類の種類ごと(品目のある種類の酒類については、品目ごと)の課税移出数量が、すべて1,000kℓ未満である酒類製造者が製造、販売する酒類のうち以下のもの(及び○○酒造が○○(地方特産品等)を原料として製造した○○)。 (1) 清酒は、特定名称等(吟醸酒、純米酒、本醸造酒、生酒、生貯蔵酒、原酒、古酒及び特殊な製法等により製造した、例えば樽酒、赤い酒、貴醸酒をいう。)の清酒のうち、前会計年度における課税移出数量が100kℓ未満の銘柄のもの。 (2) 清酒以外の酒類は、前会計年度における課税移出数量が100kℓ未満(ただし、しょうちゅう乙類は、200kℓ)の銘柄のもの。 2 輸入酒類 カタログ等の発行年月日の属する会計年度の前会計年度における課税引取数量が100kℓ未満(ただし、しょうちゅう乙類は、200kℓ)の銘柄のもの。」旨。 B 酒類の販売方法については、 「消費者を対象としてカタログ等及び申込書等を使用して販売のための誘引行為(インターネット等によるものを含む。)を行い、通信手段により販売の申込みを受け、配達により商品の引渡しを行う小売販売に限る。」旨 (f) その他特殊酒類小売業免許 A 製菓用等の原料用酒類の小売業免許 販売する酒類の範囲について「○○用原料として使用される○○、○○及び○○に限る。」旨及びその販売方法について「酒類を○○の製造用の原料として使用する○○製造業者に対する小売販売に限る。」旨。 B 自己輸入酒類の小売業免許 販売する酒類の範囲について「自己が輸入した○○、○○及び○○に限る。」旨及びその販売方法について「料飲店営業者に対する小売販売に限る。」旨。 C 役員及び従業員に対する小売業免許

改正後	改正前
ニ 全酒類卸売業免許 (イ)・(ロ) (省略) (ハ) 酒類小売業者の共同購入機関に対して全酒類卸売業免許を付与する場合には、「<u>〇〇協同組合の組合員（協同組合連合会にあっては「<u>〇〇協同組合連合会の会員たる協同組合及びその組合員</u>」。）である酒類小売業者を対象（<u>〇〇協同組合自らが開発した商標又は銘柄の酒類で当該商標又は銘柄における組合員への卸売販売総額の百分の二十までのものについては、この限りではない。</u>）とする卸売販売に限る。</u>」旨 (注) <u>中小企業等協同組合法第9条の2第3項において、組合員以外の者の利用分量の総額は、一事業年度における組合員の利用分量の総額の百分の二十をこえてはならないこととされている。</u> ホ～チ (省略) 4 (省略)	販売する酒類の範囲及びその販売方法について、「販売方法は卸売販売、自社の役員及び従業員に対する小売販売に限る。」、「販売する酒類の範囲は、〇〇用原料として使用される〇〇、〇〇及び〇〇に限る。販売方法は、酒類を〇〇の製造用の原料として使用する〇〇製造業者並びに自社の役員及び従業員に対する小売販売に限る。」、「販売する酒類の範囲は自己が輸入した〇〇、〇〇及び〇〇に限る。販売方法は料飲店営業者並びに自社の役員及び従業員に対する小売販売に限る。」旨。 D <u>ゴルフ場のクラブハウス内売店における酒類の小売業免許</u> <u>販売する酒類の範囲について「〇〇県内において製造された1ℓ未満の容器入りの〇〇に限る。」旨及びその販売方法について「ゴルフ場の入場者に対する店頭小売販売に限る。」旨。</u> E <u>商店街の共同配送事業場における酒類の小売業免許</u> <u>酒類の販売方法について「配達により商品の引渡しを行う小売販売に限る。」旨。</u> ニ 全酒類卸売業免許 (イ)・(ロ) (同左) (ハ) 酒類小売業者の共同購入機関に対して全酒類卸売業免許を付与する場合には、「<u>組合員（協同組合連合会にあっては「<u>会員たる協同組合の組合員</u>」）である酒類小売業者を対象とする卸売販売に限る。</u>」旨。 ホ～チ (同左) 4 (同左)

改 正 後	改 正 前
第2項関係 1～2 （省略） 3 「販売する酒類の範囲又は販売方法の条件」の緩和又は解除の取扱い <u>販売する酒類の範囲又は販売方法の条件の緩和又は解除について申出があった場合には、当該申出者等が法第14条《酒類の販売業免許の取消し》の各号のいずれにも該当しない場合は、当該緩和又は解除した場合における酒類販売業免許の区分に従い、当該条件の緩和又は解除の可否を決定する。</u> <u>ただし、一般酒類小売業免許となる旨の条件緩和の申出については、当該申出に係る販売場の所在する地域が、緊急調整地域に指定されている場合には、法第11条《免許の条件》第2項に規定する「その必要がなくなったとき」には当たらないものとして取り扱う。</u> <u>（注） 平成18年3月24日付課酒1－10「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の一部改正について（法令解釈通達）」の適用前に付与した酒類小売業免許の条件を緩和する場合も同様とする。</u> （削除） （削除）	第2項関係 1～2 （同左） 3 「販売する酒類の範囲又は販売方法の条件」の緩和又は解除の取扱い (1) <u>大型店舗酒類小売業免許に係る販売する酒類の範囲の条件の緩和</u> <u>大型店舗酒類小売業免許に係る販売する酒類の範囲についての条件は、免許の日から3年経過した後、免許条件（販売方法に係る条件を含む。）に違反した場合を除き、免許を受けた者からの申立てに基づき緩和することができる。</u> <u>ただし、当該大型店舗の所在する地域が緊急調整地域に指定されている場合には、法第11条《免許の条件》第2項に規定する「その必要がなくなったとき」には当たらないものとして取り扱う。</u> (2) <u>その他の酒類販売業免許に係る免許条件の緩和又は解除</u> <u>(1)以外の条件の緩和又は解除については、当該緩和又は解除した場合における販売業免許の区分に従い、緩和又は解除の可否を決定する。</u> <u>ただし、一般酒類小売業免許となる旨の条件緩和の申立てについては、当該申立てに係る販売場の所在する地域が、緊急調整地域に指定されている場合には、法第11条《免許の条件》第2項に規定する「その必要がなくなったとき」には当たらないものとして取り扱う。</u>

改正後	改正前
第16条 製造場又は販売場の移転の許可 第1項関係 1 (省略) 2 移転の許可の取扱い 製造場、酒母等の製造場又は販売場の移転の許可の取扱いは、次による。 (1)・(2) (省略) (3) 次に掲げる場合で特に支障がないと認められるときは、法第10条《免許の要件》第11号に掲げる事由にかかわらず、販売場の移転を許可することができる。 イ～ハ (省略) (削除) 第47条 申告義務 第1項関係 1～9 (省略) 10 「酒類の製造場又は販売場の所在地に異動を生じたとき」の取扱い (1) 令第54条《異動申告》に規定する酒類、酒母等の「製造場の所在地につき異動を生じたとき」又は「販売場の所在地につき異動を生じたとき」とは、当該製造場又は販売場の存する場所の地名若しくは地番に変更のあった場合をいい、同一の建物内若しくは施設内において当該製造場又は販売場を移動した場合も含むものとする。 (注) 例えば販売業者が、店舗内において販売場を移動する場合（販売場を階を異にして拡張する場合等を含む。以下同じ。）又はプラットホーム若しくは駅構内（プラットホームを除く。以下、この(注)において同じ。）の一部を賃借している販売業者が、他のプラットホーム若しくは駅構内の他の場所に販売場を移動する場合は「異動」とするのであるから留意する。 (2) (省略)	第16条 製造場又は販売場の移転の許可 第1項関係 1 (同左) 2 移転の許可の取扱い 製造場、酒母等の製造場又は販売場の移転の許可の取扱いは、次による。 (1)・(2) (同左) (3) 次に掲げる場合で特に支障がないと認められるときは、法第10条《免許の要件》第11号に掲げる事由にかかわらず、販売場の移転を許可することができる。 イ～ハ (同左) <u>ニ みりん小売業免許を受けている販売場の移転で、法第10条《免許の要件》第9号に掲げる事由がない場合</u> 第47条 申告義務 第1項関係 1～9 (同左) 10 「酒類の製造場又は販売場の所在地に異動を生じたとき」の取扱い (1) 令第54条《異動申告》に規定する酒類、酒母等の「製造場の所在地につき異動を生じたとき」又は「販売場の所在地につき異動を生じたとき」とは、当該製造場又は販売場の存する場所の地名若しくは地番に変更のあった場合をいい、同一の建物内若しくは施設内において当該製造場又は販売場を移動した場合も含むものとする。 <u>(注) 例えば、販売業者である大型店舗若しくは大型店舗からその店舗の一部を賃借している販売業者が、当該大型店舗内において販売場を移動する場合（販売場を階を異にして拡張する場合等を含む。以下同じ。）又はプラットホーム若しくは駅構内（プラットホームを除く。以下、この(注)において同じ。）の一部を賃借している販売業者が、他のプラットホーム若しくは駅構内の他の場所に販売場を移動する場合は「異動」とするのであるから留意する。</u> (2) (同左)

改 正 後				改 正 前			
第 6 編 登録免許税法関係				第 6 編 登録免許税法関係			
第 5 条 非課税登記等				第 5 条 非課税登記等			
1 非課税登記等の取扱い				1 非課税登記等の取扱い			
登免法第 5 条《非課税登記等》、登免令第 7 条《酒類の製造免許で課税しないものの範囲》の規定等により、非課税となる酒類の製造又は販売業免許の区分等の態様ごとの取扱いは、別表 2 のとおりである。 なお、法人が組織変更した場合における酒類の製造又は販売業免許については、登免法第 5 条《非課税登記等》第 13 号に掲げる非課税免許との関係を考慮し、登免法に規定する免許には該当しない免許として取り扱う。				登免法第 5 条《非課税登記等》、登免令第 7 条《酒類の製造免許で課税しないものの範囲》の規定等により、非課税となる酒類の製造又は販売業免許の区分等の態様ごとの取扱いは、別表 2 のとおりである。 なお、法人が組織変更した場合における酒類の製造又は販売業免許については、登免法第 5 条《非課税登記等》第 13 号に掲げる非課税免許との関係を考慮し、登免法に規定する免許には該当しない免許として取り扱う。			
(別表 1)				(別表 1)			
免許等につき課される登録免許税の取扱い				免許等につき課される登録免許税の取扱い			
免許等の態様		登録免許税額	摘要	免許等の態様		登録免許税額	摘要
1 ～ 15	(省略)			1 ～ 15	(同左)		
16	一般酒類小売業免許	30,000	登免法別表第 1 の第 28 号の(二)のイに該当する免許	16	一般酒類小売業免許	30,000	登免法別表第 1 の第 28 号の(二)のイに該当する免許
17	通信販売酒類小売業免許	〃		17	大型店舗酒類小売業免許	〃	
18	特殊酒類小売業免許	〃		18	みりん小売業免許	〃	
19 ・ 20	(省略)			19	観光地等酒類小売業免許	〃	
21	16から18に掲げる免許について、卸売ができる旨の条件緩和をした場合	60,000	登免法別表第 1 の第 28 号の(二)のハに該当する免許	20	船舶内酒類小売業免許	〃	
22 ・ 23	(省略)			21	駅構内等酒類小売業免許	〃	
	(削除)			22	競技場等酒類小売業免許	〃	
24	17及び18に掲げる免許について、全酒類の小売ができる旨の条件緩和をした場合			23	船用品等取扱業者酒類小売業免許	〃	
	(参考) 法人成り、法人からの分離、営業の承継又は営業の譲受に伴う免許	新規免許に準じる		24	通信販売酒類小売業免許	〃	
				25	その他特殊酒類小売業免許	〃	
				26 ・ 27	(同左)		
				28	16から25に掲げる免許について、卸売ができる旨の条件緩和をした場合	60,000	登免法別表第 1 の第 28 号の(二)のハに該当する免許
				29 ・ 30	(同左)		
				31	17及び18に掲げる免許について、全酒類の小売ができる旨の条件緩和をした場合		
				32	19から25に掲げる免許について、「販売する酒類の範囲」についての条件を緩和した場合		
					(参考) 法人成り、法人からの分離、営業の承継又は営業の譲受に伴う免許	新規免許に準じる	
(注) 期限付製造場（試験免許場を除く。）において期限満				(注) 期限付製造場（試験免許場を除く。）において期限満			

改 正 後	改 正 前
了後引き続き酒類を製造するために受ける免許には、期限付免許から永久免許への切替えのほか、受けていた期限付免許の酒類と相違する種類（品目）の期限付免許又は永久免許を新たに受ける時の免許も含まれる。 (別表 2) (省略)	了後引き続き酒類を製造するために受ける免許には、期限付免許から永久免許への切替えのほか、受けていた期限付免許の酒類と相違する種類（品目）の期限付免許又は永久免許を新たに受ける時の免許も含まれる。 (別表 2) (同左)